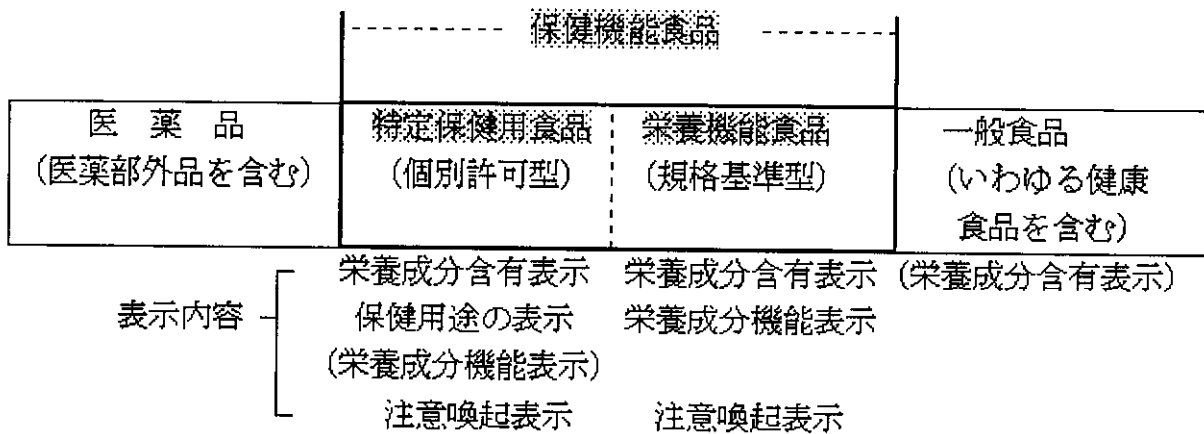


保健機能食品制度について

いわゆる健康食品のうち一定の要件を満たすものを、「保健機能食品」として特定の表示をすることを認める制度が、平成13年4月1日より施行されている。

保健機能食品は、食品衛生法及び健康増進法に根拠を持ち、図1のとおり個別に厚生労働大臣が表示許可をする「特定保健用食品」及び規格基準を満たすものであれば個別に許可を受けることなく表示を行うことのできる「栄養機能食品」の2つのカテゴリーからなる。

図1 名称及び分類



[トップへ](#)

[戻る](#)

薬食審第0316002号

平成16年3月16日

厚生労働大臣

坂口 力 殿

薬事・食品衛生審議会

会長 井村 伸 正

答 申 書

平成15年12月19日付け厚生労働省発食安第1219002号をもって諮問された件について、下記のとおり答申する。

記

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第5条に規定する栄養機能食品にマグネシウム、銅、亜鉛を追加するに当たっては、別添のとおり基準を設定することが適当である。

# 栄養機能食品の栄養成分の追加について（案）

当該栄養成分の機能表示(①)を行おうとする場合、1日当たりの摂取目安量が上・下限値(③、④)の範囲内にあり、かつ注意事項(②)を併記することが必要。

検討中の栄養成分	①機能表示	②注意事項
マグネシウム	<p>マグネシウムは骨や歯の形成に必要な栄養素です。</p> <p>マグネシウムは、多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー産生を助けるとともに、血液循環を正常に保つのに必要な栄養素です。</p>	<p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。多量に摂取すると軟便(下痢)になることがあります。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。</p>
銅	<p>銅は、赤血球の形成を助ける栄養素です。</p> <p>銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。</p>	<p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。</p>
亜鉛	<p>亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養素です。</p> <p>亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。</p> <p>亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。</p>	<p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。亜鉛の摂りすぎは、銅の吸収を阻害するおそれがありますので、過剰摂取にならないよう注意してください。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。</p>

	③ 上 限	1日当たりの 上下限値の範囲	④ 下 限 〔栄養所要量の1/3 として算出〕
マグネシウム	300mg (アメリカの上限値をアメリカ人と日本人の体重の違いで修正)	300mg~80mg	80mg
銅	5mg (= 9mg(許容上限摂取量) - 3.6mg(摂取量の最大値))	5mg~0.5mg	0.5mg
亜鉛	15mg (= 30mg(許容上限摂取量) - 15mg(摂取量の最大値))	15mg~3mg	3mg